



環境リスクPress

2021年4月発行 / VOL.31

アスベスト関連ニュース 2021年1月

労働安全衛生法施行令の一部を改正 ベンジルアルコール

令和2年12月2日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令により、ベンジルアルコール及び当該物を含有する製剤その他の物について、譲渡し、又は提供する場合のラベル表示、SDSの交付等を義務付け、また製造又は取扱いの際のリスクアセスメントの実施を義務付ける改正となりました(令和3年1月1日施行)。

●ベンジルアルコールについて、以下の事項が義務化

1. 譲渡・提供時の【容器等へのラベル表示】
2. 譲渡・提供時の【安全データシート(SDS)の提供】
3. 事業場における【リスクアセスメントの実施】

●ベンジルアルコールを含む製品を販売する場合

ベンジルアルコールを1%以上含む製品を販売等する場合は、その容器又は包装に危険有害性を示す絵表示(GHSマーク)、人体に及ぼす作用、取扱上の注意、会社名などをラベル表示するとともに、安全データシート(SDS)を提供する必要があります。

●ベンジルアルコールを含む製品を使用する場合

・容器等のラベルに危険有害性を示す絵表示(GHSマーク)のついている製品については、メーカー等から提供される安全データシート(SDS)を確認し、人体に及ぼす作用や取扱上の注意を把握してください。SDS等の情報を基にその化学物質の取扱い業務についてリスクアセスメントを行い、マスク装着や換気装置の設置など必要な措置を講じるよう努めてください。

(尚、12月31日までに既に存在している製品についてはラベル表示は令和3年6月30日まで猶予されます)

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について。(令和2年8月17日)。(基安化発0817第2号)では、既報の通り、有効な呼吸用保護具の着用が求められている。

土壤汚染関連ニュース 2021年2月

県発注土壤汚染対策工事の7割が無届(鹿児島県)

鹿児島県は3日、県発注の公共工事656件で土壤汚染対策法が義務付けている県知事への届け出を各部局がしていなかったと発表した。県によると各部局が提出する届出書を環境保全課が取りまとめている。10年以降、届け出が必要な県発注工事864件のうち、75%に当たる656件が無届けだった。環境保全課は「県発注工事でこれまで調査したケースはなく、既に完了した工事を含め、土壤汚染の報告はない」としている(南日本新聞社)

法改正関連ニュース 2021年2月

令和2年4月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正

塩基性酸化マンガンおよび溶接ヒュームに係る労働者の健康障害防止対策を強化すること等を目的として、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(令和2年政令第148号)及び「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年厚生労働省令第89号)が令和2年4月22日に公布、令和3年4月1日から施行・適用される。

アスベスト関連ニュース 2021年3月

厚労省「石綿総合情報ポータルサイト」

厚生労働省では、2020年11月30日より、「石綿総合情報ポータルサイト」<http://ishiwata.mhlw.go.jp/> をオープンし、法改正に伴う最新情報を随時更新。同サイトでの最新情報では、「建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」も掲載。

過去の環境リスクPressはこちらから **環境リスク.COM** <http://www.kankyorisk.com>